

# 大阪府立豊中高等学校 部活動に係る活動方針

令和6年11月11日

## 1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

## 2. 運営について

(1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。

(2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日及び活動時間の設定について

(1) 休養日は週1日以上設定する。

(2) 週当たり平日は少なくとも1日（ノークラブデー等）、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。

(3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定するが、対外試合等で困難な場合にあっても、部ごとに年間で24日以上設定する。

(4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。朝練の時間も活動時間に含める。準備後片付けの時間は活動時間に含めない。

(5) 対外試合・発表会等以外で、学校の休業日の活動時間が4時間程度以上となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に別途休養日を設ける。

(6) 自主練習については上記活動日に含めない。自主練習とは、強制を伴わず、個人の意思で行う練習で、個人の体力・スキルの維持向上をめざすものである。実施にあたっては、通常の活動同様にならないよう活動内容・参加形態に考慮して年間の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。本校では、定期考査1週間前は午後5時まで、定期考査中は原則として午後0時30分から午後2時まで認める。

(7) 合宿を行った場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後にある程度の休養日を設ける。

(8) 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

## 4. 指導について

(1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。

また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。

(2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. その他

(1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

(2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

(3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。